

## 第4章

# 施策の方向と展開 小平市障がい者福祉計画



本計画では、「基本理念」に基づいた「基本方針」に立って、重点的に取り組んでいく課題を中心に計画実現のための方向性を定め、5本の柱立てにより事業を展開していきます。

◎「方向性」について

新規：新たに展開していく事業

充実：充実を図る事業

継続：引き続き現在のサービス・制度を継続していく事業

**重点施策** …「重点的に取り組んでいく課題」に対応した「重点施策」には、このマークが入っています。

**重点施策**

(1) 相談支援の充実と権利擁護体制の確立

- ① 障がい者（児）の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう相談支援体制を充実させ、地域移行を支援・促進します。
- ② 地域自立支援協議会において、専門部会やワーキングの活性化を図りながら、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの各分野の連携により、生活支援の充実を推進します。
- ③ 令和4年度の開設を目途に、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの整備を進めます。開設後は同センターを中心に、早期発見・早期療育を充実させるとともに、関係各課、機関等の連携により、発達支援を推進します。

(2) 居住系サービス

- ① 地域での住まいを確保するため、グループホームを計画的に整備し、運営費等を支援し安定的な運営の確保を図ります。
- ② 障がいのある人の地域での住まいの確保に支障が生じることのないよう、地域移行支援や、地域定着支援の利用の促進、自立生活の訓練として宿泊体験の実施や賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人への支援を行います。

(3) 就労支援の充実 (4) 就労相談、雇用の場と職域の拡大

- ① 働くことを希望する障がいのある人に、職業訓練の場を提供し、一般就労に結びつくよう支援します。また、心身の状況から一般就労が困難な方については、福祉的就労の場の確保に努めます。
- ② 一般企業等で働くことを希望する障がいのある人のために、公共機関や企業での雇用の場の拡大を推進し、就労が継続できるよう支援します。

# 1 生活支援の推進

## ◇ 基本的な考え方

地域で暮らすことを希望している施設入所者や入院している障がいのある人の地域移行、障がいの重度化・高齢化が重要な課題となっているため、地域での生活を支える体制づくりを進めています。

障がいのある人が主体的に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの特性に合った支援の内容・方法を検討し、一人ひとりに合ったサービス提供を進めるとともに、サービス等利用計画を活用することにより、相談や情報提供を行う支援体制や、生活介護・グループホームなどサービスの充実を推進します。

## 施策の展開

### (1) 相談支援と権利擁護の体制の確立 **重点施策**

どんなに障がいが高くても、地域で暮らすことを希望する本人の意向に基づき、障がいのある人が自立した生活をしていくために直面する様々な問題解決や、適切な福祉サービスを利用者に寄り添いながらコーディネートできるよう、相談支援体制の充実を図ります。

地域自立支援協議会や市障がい者支援課、指定相談支援事業所、障がい者地域自立生活支援センター、地域生活支援センター、障害者就労・生活支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センターなどの機関を中心に、地域の相談支援ネットワークの確立を目指し、市民にとってわかりやすく、身近で相談しやすい体制の整備を進めていきます。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進するとともに、障がいのある人が犯罪の被害や人権侵害に遭わないように、障がい当事者の地域の人々への積極的な関わりを支援し、関係機関（消防・警察・医療・交通等）や地域の身近な人たち（商店等）への啓発を行うことにより、障がいのある人を地域で見守る環境を推進していきます。

障害者虐待防止法により、市は「障害者虐待防止センター」としての機能を果たす責務があり、虐待の通報・届出の受理、事実確認等の業務を行っています。

1 地域自立支援協議会			
<p>中立・公正な相談支援事業を実施するために、個々の障がい者のニーズに応じたサービス等利用計画の作成等について市内相談支援事業者間での研修会の実施や、個別事例に対する検討会議の開催、障害福祉計画の進行管理、地域の関係機関とのネットワークの構築等、連携強化や社会資源の開発・改善、人材の育成を推進します。</p>			
方向性	充実	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会

2 計画相談支援			
<p>障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、支給決定後の計画のモニタリングを実施します。</p>			
方向性	充実	担当	指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所

3 サービス等利用計画の活用			
<p>障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するためには、サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）を作成することが必要です。サービス等利用計画により、障がいのある人の意向が尊重されたサービス提供が行われるよう、障がいのある人の自己決定・自己選択を支援します。</p>			
方向性	充実	担当	障がい者支援課

4 基本相談支援			
<p>障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、専門機関の紹介、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護の援助、ピアカウンセリング等を実施します。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会 障がい者地域自立生活支援センターひびき 地域生活支援センターあさやけ

5 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）			
<p>入所、入院中の障がいのある人の地域生活への移行の相談や同行支援（地域移行支援）と、居宅の人への常時連絡体制を確保し、緊急時に相談対応や訪問等（地域定着支援）を実施します。</p>			
方向性	充実	担当	指定一般相談支援事業所

6 障がい者地域自立生活支援センター（相談支援センター）			
障がいのある人とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるように、心身障がい児・者を対象とした地域自立生活支援センターひびき、精神障がい者を対象とした地域生活支援センターあさやけにおいて、相談支援や交流事業を行います。			
方向性	充実	担当	社会福祉協議会 地域生活支援センターあさやけ

7 地域移行の推進			
地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院をしている障がいのある人の地域での生活を支援する取り組みとして、「障がい者自立体験事業」、「障がい者居住支援の推進事業」、「地域移行支援」、「地域定着支援」により地域移行を推進していきます。			
方向性	充実	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会 地域生活支援センターあさやけ

8 障がい者自立体験事業			
障がいのある人を対象に、日常生活に必要な知識の習得、自己選択や決定ができる自立した生活を目指すための宿泊体験を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

9 障がい者居住支援の推進事業			
民間住宅への入居を希望しているものの保証人がいないという理由で入居が困難な障がいのある人への支援として、市の委託する事業者が、保証会社の紹介や利用のための手続き等を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 地域生活支援センターあさやけ

10 身体障害者・知的障害者相談員			
身体障がい者の生活、経済等の相談や、知的障がい者の生活や家庭における養育等の相談を受けます。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

11 精神保健福祉相談（一般相談）			
精神障がい者の療養や生活に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 地域生活支援センターあさやけ

## 12 発達障がい者（児）相談支援

子どもの発達について、健康センター、子ども家庭支援センター、教育相談室等、多方面で相談を受け、発達障がいの早期発見に努めます。

また、その後の支援についても、障がい者地域自立生活支援センターひびき、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、障害者就労・生活支援センターほっと等、途切れることのない一貫した支援を目指し、教育委員会や関係機関と連携していきます。

令和4（2022）年度開設を目途に児童発達支援センターの整備を進め、発達障がいの早期発見、関係機関との連携を進めていきます。

方向性	充実	担当	障がい者支援課 健康推進課 指導課 教育施策推進担当課長 社会福祉協議会 障害者就労・生活支援センターほっと 子ども家庭支援センター
-----	----	----	--

## 13 高次脳機能障がい相談支援

障害者福祉センターやあおぞら福祉センターを中心に、高次脳機能障がいの相談支援、関係機関連携、普及啓発等の支援を行います。

今後は介護保険の施設との役割分担を含め、支援体制の研究を進めるとともに、北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会の活動により、広域での支援体制整備についての検討を進めます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会
-----	----	----	--------------------

## 14 成年後見制度利用支援事業

権利擁護センターこだいらにより、知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない人を保護する制度の利用を促進します。

また、成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる社会貢献型後見人（市民後見人）を育成するために、養成研修等を実施します。

方向性	継続	担当	生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 社会福祉協議会
-----	----	----	---------------------------------------

15 地域福祉権利擁護事業			
<p>権利擁護センターこだいらでは、判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援しています。</p>			
方向性	継続	担当	生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 社会福祉協議会

16 福祉サービス等の利用に関する苦情対応機関			
<p>権利擁護センターこだいらでは、福祉サービス等の利用に関する苦情や権利擁護相談に対し、苦情対応機関として、具体的な解決に向けたアドバイス・調整等の支援を行うとともに、弁護士等による専門相談を月1回行っています。</p>			
方向性	継続	担当	社会福祉協議会

17 虐待防止センター機能の充実			
<p>障害者虐待防止センターとして障がい者支援課に相談窓口を設置しています。虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然防止に努めるとともに、虐待防止に関する理解・啓発を進めます。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

## (2) 経済的自立の支援

障がいのある人が経済的に安定した生活を営めるように、年金・手当等の支給等の経済的支援を行います。手当については、いずれも所得等による支給制限があります。

1 障害基礎年金			
<p>国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満の期間に初診日のある病気やけがで日常生活に著しく支障のある障がいの状態になったときに支給されます。</p> <p>なお、20歳になる前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になった場合は、20歳から支給されます。</p>			
方向性	継続	担当	保険年金課

## 2 特別障害給付金制度

平成3年3月31日以前の学生、昭和61年3月31日以前の被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者のうち、当時国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳までに障害基礎年金に該当する障がいのある人に給付されます。原則として65歳までに請求する必要があり、障害基礎年金等を受給できる方は対象になりません。

方向性	継続	担当	保険年金課
-----	----	----	-------

## 3 特別児童扶養手当

20歳未満で、おおむね1～3級の身体障がい、1～3度の知的障がい、及び上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある児童を監護している父、母または養育者に対して支給されます。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

## 4 児童扶養手当

父または母が重度の障がいの状態（おおむね1～2級の身体障がい）である場合、18歳になった年度の末日以前の児童（児童がおおむね1～3級の身体障がい及び1～3度の知的障がいを有する場合は20歳未満）を監護している父、母、または養育者に対して支給されます。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

## 5 児童育成手当（育成手当）

父または母が重度の障がいの状態（おおむね1～2級の身体障がい）である場合、18歳になった年度の末日以前の児童を扶養している保護者に対して支給されます。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

## 6 児童育成手当（障害手当）

20歳未満で、1～2級の身体障がい、1～3度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童を扶養している保護者に対して支給されます。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

## 7 小平市心身障害児福祉手当

20歳未満で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、指定難病または特殊疾病の児童を扶養している保護者に支給されます。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

### 8 小平市心身障害者福祉手当

20歳以上で、1～4級の身体障がい、1～4度の知的障がい、脳性まひ、進行性筋萎縮症、指定難病または特殊疾病の方で、障がい者となった年齢が65歳未満の方に支給されます。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 9 特別障害者手当

20歳以上で、おおむね1～2級程度の身体障がい及び1～2度程度の知的障がい重複している人、またはこれらと同等の疾病・精神の障がいのある人に支給されます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 10 障害児福祉手当

20歳未満で、おおむね1級程度の身体障がい児または1度程度の知的障がい児に支給されます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 11 東京都重度心身障害者手当

重度の肢体不自由者で両上肢及び両下肢の機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障がいのある人、重度の知的障がいと重度の身体障がいを伴う人、重度の知的障がいと著しい精神症状などのため常時複雑な介護を有する人に支給されます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 12 公共料金等の減免

一定の条件を満たす障がい者世帯に対し、水道・下水道料金・粗大ごみ処理手数料やNHK受信料等の減免を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 下水道課 資源循環課
-----	----	----	--------------------------

### 13 生活福祉資金の貸付

障がいのある人の自立や社会参加のために、通勤・通院等用自動車の購入費用、住宅の改修・整備等の資金、福祉用具の購入・修理等の経費、生業費などに必要な資金の貸付を行います。

方向性	継続	担当	社会福祉協議会
-----	----	----	---------

<b>14 就学奨励費</b>			
特別支援学級に通学（通級）する児童・生徒の就学に必要な経費の一部を補助します。			
方向性	継続	担当	学務課

### （3）訪問系サービス

障がいが重くても地域で安心して自立した生活が送れるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をはじめとする、ニーズに応じた多様なサービスを提供します。

<b>1 居宅介護（ホームヘルプ）</b>			
在宅の障がいのある人のもとにホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護を行い、日常生活を支援します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

<b>2 重度訪問介護</b>			
在宅の常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障がい者で行動障がいを有する人に、自宅における入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

<b>3 同行援護</b>			
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

<b>4 行動援護</b>			
知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい者・児であって、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援等を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

## 5 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者・児の中でも特に介護の必要性が極めて高い人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等を包括的に行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

## 6 訪問入浴サービス事業

自宅浴室での入浴が困難な 65 歳未満の人で、介護保険制度に該当しない重度心身障がい者の居宅に巡回入浴車を派遣し、組立式浴そうにより入浴介助を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### (4) 日中活動系サービス

地域で暮らす障がいのある人に、通所施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動及び身体機能向上等の訓練の機会を提供します。特に、学校教育修了後の日中活動の場が確保されるよう配慮していきます。

また、介護者が介護できない場合や介護者のレスパイト（休息）等に「短期入所」や「日中一時支援」などの一時的な入所支援を行うことで、地域での自立生活を支援します。

## 1 生活介護

常時介護を必要とする障がいのある人に、日中、障がい者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

## 2 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、日中病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 4 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が、疾病やその他の理由により介護ができない場合に、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 5 日中一時支援事業

自宅で介護する人が、疾病やその他の理由により介護ができない場合に、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 6 心身障害者（児）通所訓練委託事業

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している在宅の障がいのある人と、小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 緑成会整育園
-----	----	----	-------------------

### 7 地域活動支援センター

在宅の障がいのある人等に、創作的活動や生産活動、社会交流等を行う場を提供します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 地域生活支援センターあさやけ 地域活動支援センターはばたき
-----	----	----	---

## (5) 居住系サービス **重点施策**

障がいのある人の重度化や介助・支援する家族の高齢化の傾向が顕著であるため、「親亡き後」を見据えた地域生活の支援の整備が急がれています。

市内では、新たなグループホームの類型として、日中サービス支援型共同生活援助が開設されるなど、障がいのある人が安心して暮らせる取組が進んでいます。また、グループホーム等の運営費などを助成することにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

1 自立生活援助			
施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

  

2 共同生活援助（グループホーム）			
地域で共同生活を営むことに支障のない障がいのある人に、主に夜間、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。			
方向性	充実	担当	障がい者支援課

  

3 施設入所支援			
施設に入所している障がいのある人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

  

4 知的障がい者グループホームへの助成			
知的障がい者の地域生活を支援するために、グループホームの運営費等を助成します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

  

5 精神障がい者グループホームへの助成			
精神障がい者の地域生活を支援するために、グループホームの運営費等を助成します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

6 地域生活支援拠点等の整備			
障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるため、相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時や24時間体制の対応や受け入れ、担い手の専門性、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について検討します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 地域自立支援協議会

## (6) 移動に関する支援

障がいのある人が地域生活や社会活動の中で必要な移動手段を確保できるように、移動支援や移動にかかる費用の助成等のサービスを提供します。

1 移動支援事業（個別移動支援）			
屋外での移動が困難な障がいのある人（小学生以上）が、自立した地域生活と社会参加を実現できるように、外出のための移動を支援します。			
方向性	充実	担当	障がい者支援課

2 移動支援事業（車両移送事業）			
障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、緑成会整育園の重度障がいの通所者に対し、車両による送迎を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

3 重度脳性まひ者介護人派遣			
20歳以上の身体障がい1級の脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方に介護人を派遣し、屋外への手引きや同行、その他必要な用務を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

4 心身障害者ガソリン費補助			
在宅の心身障がい者・児が、日常生活のために使用する自動車のガソリン費の税額分を補助します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

5 福祉タクシー利用料金補助			
心身障がい者・児がタクシーを利用したとき、その料金の一部を補助します。 (「心身障がい者ガソリン費補助」との併給はできません。)			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

6 福祉バス（リフト付き）の運行			
車椅子を使用しなければ移動が困難な障がいのある人のために、車椅子のまま乗れる福祉バスを運行します。(利用者に付き添う人の乗車も可能です。)			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

7 福祉有償運送運営協議会運営事業			
福祉有償運送事業を実施しているNPO法人等に、必要な指導、助言を行い、移動制約者の旅客運送を確保します。			
方向性	継続	担当	生活支援課

8 心身障害者運転免許取得費補助事業			
心身障がい者の自動車運転免許の取得費用について、その一部を補助します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

9 身体障害者用自動車改造費補助事業			
身体障がい者が、就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

10 障がいのある児童のバスの送迎			
特別支援学級に通学（通級）する児童（小学校3年生まで）をバスで送迎します。			
方向性	継続	担当	指導課

11 交通機関の割引等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料道路の割引</li> <li>・都営交通の無料乗車券の交付</li> <li>・民営バス料金の割引</li> </ul>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

## (7) 保健・医療サービス

乳幼児各期における相談・健康診査事業を実施し、発達等の遅れが疑われる場合は、早期発見・早期療育につなげるよう支援します。また、障がいの原因になりやすい生活習慣病を予防するために、成人の健康診査等の受診率向上を図ります。

<b>1 乳幼児健康診査</b>			
乳幼児期各期における健康診査（3～4か月児健康診査、6・9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察健康診査、乳幼児発達健康診査等）を行い、発育・発達の気になる乳幼児の早期発見と相談・指導を実施します。			
方向性	継続	担当	健康推進課
<b>2 新生児・妊産婦訪問</b>			
保健師・助産師が妊産婦・新生児の家庭を訪問し、健康状態、生活環境、疾病予防等について、相談・指導を行います。			
方向性	継続	担当	健康推進課
<b>3 未熟児等訪問・未熟児等相談</b>			
未熟児や医療依存度の高い乳児を抱えている家庭等に、保健師・助産師が訪問等により相談・指導を行います。			
方向性	継続	担当	健康推進課
<b>4 心理発達相談</b>			
乳幼児の言葉の遅れや対応の仕方に不安があるときに、心理相談員が相談に応じます。			
方向性	継続	担当	健康推進課 子ども家庭支援センター
<b>5 特定健康診査・一般健康診査</b>			
40歳以上の国民健康保険加入者や、後期高齢者医療制度加入者等を対象に、生活習慣病に関する健康診査を行います。			
方向性	継続	担当	保険年金課 健康推進課

6 がん検診			
胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、前立腺がんの早期発見を目的とした検診を行います。			
方向性	継続	担当	健康推進課

7 成人歯科健診・妊婦歯科健診			
20歳以上の市民と妊婦を対象に、歯科健診を実施します。			
方向性	継続	担当	健康推進課

8 自立支援医療（更生医療・育成医療）			
身体障がい者・児の障がいの程度を軽減し、または障がい除去のために医療が必要な場合に、その医療費を助成します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 健康推進課

9 自立支援医療（精神通院医療）			
精神障がいのため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、その医療費を助成します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

10 心身障害者医療費助成制度			
身体障害者手帳1・2級（内部障がい3級を含む）、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人の医療費を助成します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

11 難病医療費等助成制度			
難病等にかかられた人の医療費等助成の申請受付を行います。			
方向性	継続	担当	健康推進課

12 後期高齢者医療制度			
65歳以上で、広域連合が認定する一定の障がい*に該当する人が加入できます。			
方向性	継続	担当	保険年金課

※一定の障がい…身体障害者手帳1～3級、4級の一部、愛の手帳1・2度、障害年金1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級

### 13 ひとり親家庭医療費助成制度

父または母が重度の障がいの状態（おおむね1～2級の身体障がい者）である場合、18歳になった年度の末日以前の児童（児童がおおむね1～3級の身体障がい及び1～3度以上の知的障がいを有する場合は20歳未満）とその保護者に対して、医療費を助成します。

方向性	継続	担当	子育て支援課
-----	----	----	--------

### 14 歯科医療連携推進事業

病気や障がいがあるため、または介護が必要な状態であるために、かかりつけの歯科医を見つけることが困難な方に歯科医院を紹介します。

方向性	継続	担当	健康推進課
-----	----	----	-------

### 15 小児精神病医療費助成制度

児童精神保健の向上と児童福祉の増進に寄与することを目的として、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を助成します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

## (8) その他サービス

補装具の利用支援や日常生活用具の給付、住宅改修など、様々なサービスを提供します。日常生活用具の給付については、障がいのある人のニーズや社会情勢に応じて、定期的に見直しを図ります。

### 1 補装具費の支給と修理

義肢、車椅子等の補装具は、障がいのある人等の身体機能を補完、または代替し、かつ長時間に渡り継続して使用されるものであり、補装具の購入または修理に要した費用の一部を補助します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 2 日常生活用具の給付

重度障がいのある人等に、必要性に応じて、それぞれの障がいの特性に合った日常生活用具を給付し、日常生活の利便性を図ります。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 3 住宅設備改善費用の給付

重度障がいのある人等に住宅設備改善費用を給付し、日常生活の利便性を図ります。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 4 補助犬の給付

補助犬を必要とする障がいのある人に、盲導犬、介助犬、聴導犬を貸付けます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 5 車椅子の貸出し

普段使用している車椅子が修理中、または普段使用していないが旅行中だけ利用したいといった場合等に、無料で車椅子を貸し出します。

方向性	継続	担当	社会福祉協議会
-----	----	----	---------

### 6 図書館資料の郵送・宅配貸出サービス

図書館への来館が困難な身体障がいの人には郵送で、要介護状態により、図書館への来館が困難な方には宅配で、図書館資料の貸出を行います。

方向性	継続	担当	図書館
-----	----	----	-----



<ぶるべー・東京ドロンパ>

## 2 生活環境の整備

### ◇ 基本的な考え方

小平市は「福祉のまちづくり」を推進しており、誰もが地域で快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進めています。一方で、障がいを持っているために災害時の避難が困難であったり、犯罪被害に遭う恐れのある障がいのある人への支援が重要な課題となっています。

このため、道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯、消費者トラブル防止等対策の充実を図り、ユニバーサルデザインの視点から障がいのある人が安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

### 施策の展開

#### (1) 福祉のまちづくり

『小平市第三期福祉のまちづくり推進計画』に基づき、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすいまちを実現するため、市と市民、事業者が協働して取り組んでいきます。

1 公共施設のバリアフリー化			
市の施設の段差解消等のバリアフリーの推進と、「だれでもトイレ」等のバリアフリー化を行うとともに、オストメイトトイレの設置を進めます。			
方向性	継続	担当	総務課 生活支援課 障がい者支援課 建築指導課 施設整備課 施設所管課
2 ユニバーサルデザインの推進			
障がいのある人もない人も、誰もが自由で使いやすく住みやすい環境整備を行っていくために、ユニバーサルデザインの考え方の普及や研究に努めます。			
方向性	継続	担当	生活支援課 障がい者支援課 建築指導課 施設整備課

### 3 公共交通機関のバリアフリー化

障がいのある人の移動手段として不可欠な公共交通機関における、駅のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシー、ノンステップバスの導入について、事業者との情報共有に努めます。

方向性	継続	担当	生活支援課 障がい者支援課 公共交通課
-----	----	----	---------------------------

### 4 建築物のバリアフリー化

建築物に対して、福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った指導を行うとともに、条例の適用外となる小規模な建築物についても啓発を行います。

方向性	継続	担当	生活支援課 建築指導課
-----	----	----	----------------

### 5 道路環境のバリアフリー化

誰もが安全・快適に通行できる道路や歩道を整備するために、視覚障がい者にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図るとともに、交通マナーの遵守や放置自転車・不法占有物件等の撤去を進めるための啓発活動を行います。

方向性	継続	担当	道路課 交通対策課
-----	----	----	--------------

### 6 ユニバーサルデザインに配慮した公園づくり

誰もが利用しやすい公園にするために、出入口等の段差の解消や、使いやすい水飲み場・トイレ・遊具の整備を図ります。

方向性	継続	担当	水と緑と公園課
-----	----	----	---------

### 7 居住環境のバリアフリー化

生活する建物のバリアフリー化を進めるとともに、道路や商店、公共施設など地域ぐるみで住みやすい居住環境を実現するよう促します。

方向性	継続	担当	生活支援課 地域整備支援課
-----	----	----	------------------

## (2) 防災・防犯対策等

災害時の障がいのある人の安全確保のために、障がいのある人に対し防災意識の啓発を行うとともに、災害時の援護体制を整えます。また、障がいのある人が犯罪被害に遭わないように、通報体制の確保等の防犯対策を推進します。

さらに、職員の講師派遣や啓発用パンフレット等を通じ、防災・防犯などに関する知識や技術の普及に努め、地域組織に対しては、要配慮者への支援対策や防犯活動の強化を働きかけていきます。

1 防災ネットワークの確立			
災害時に備えて地域住民や障がい者関連団体等との連携を図り、災害時の避難誘導や避難所での生活支援等、障がいのある人に必要な援護のネットワークを整備します。			
方向性	充実	担当	防災危機管理課 生活支援課 障がい者支援課 社会福祉協議会

  

2 重度身体障害者等救急通報システムの設置			
18歳以上の重度身体障がい者等で一人暮らしをしている人が、病気や事故など急な助けを必要としたときに、民間事業者の受信センターまたは消防署へ通報し、協力員・消防署などの救助等が得られる救急通報システムの設置を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

  

3 災害時の避難場所の確保と支援体制の確立			
障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、地域センターをはじめ、小平特別支援学校、二葉むさしが丘学園等の市内の障がい関連施設や児童施設と協定を結び、災害時の二次避難所の確保を進めるとともに、障がいのある被災者の巡回相談を行うなどの支援体制を整備します。			
方向性	充実	担当	防災危機管理課 生活支援課 障がい者支援課 社会福祉協議会

  

4 防災訓練等への当事者参加の推進			
地域の障がいのある人も参加できる防災訓練等の実施を推進します。			
方向性	充実	担当	防災危機管理課 障がい者支援課 生活支援課 社会福祉協議会

5 「避難行動要支援者登録名簿」の活用			
<p>災害発生時における支援を適切かつ円滑に実施するため、要配慮者のための防災行動マニュアルや避難行動要支援者登録名簿等を活用し、地域における避難支援体制の充実を推進していきます。</p>			
方向性	充実	担 当	防災危機管理課 生活支援課 障がい者支援課

6 防災・防犯意識の啓発			
<p>障がいのある人や支援者を対象とした防災・防犯意識の啓発のため、地域での集会等に市の防災危機管理課、地域安全課、障がい者支援課の職員を講師として派遣します。</p>			
方向性	充実	担 当	防災危機管理課 地域安全課 障がい者支援課 社会福祉協議会

7 防犯体制の確立			
<p>緊急通報、ファクシミリ、電子メールを利用した警察署への通報体制を確立するとともに、地域住民と警察署等の連携を図ることで、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。</p>			
方向性	継続	担 当	地域安全課 生活支援課 障がい者支援課

8 消費者トラブルの防止と被害からの救済			
<p>障がいのある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、また、その被害からの救済について必要な情報提供を行い、障がいのある人が悪質な事業者の勧誘・犯罪などの消費者被害にあわないよう、周知・啓発に努めます。法律的な助言が必要な場合は、権利擁護センターこだいらを窓口として法律相談を行います。</p>			
方向性	継続	担 当	地域安全課 市民課 障がい者支援課 社会福祉協議会

9 ヘルプカード			
<p>障がいのある人が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるために携帯するカードで、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載しています。</p>			
方向性	継続	担 当	障がい者支援課

### 3 教育・発達支援の充実

#### ◇ 基本的な考え方

平成 28 年 5 月の発達障害者支援法の改正により、発達障がい者に対する障害の定義と理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備を行っています。

障がいのある人が自分の能力を最大限に活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、障がいの状況と本人の適性に応じた適切な教育の機会を保障することが不可欠です。

このことを踏まえ、早期発見・早期療育の取り組みをさらに推進するために、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係各課、機関等の連携を強化した総合的な支援を行うため、児童発達支援センターを中核拠点とした体制づくりを進めていきます。

#### 施策の展開

##### (1) 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どものために、保健・福祉・育成・教育の相談支援ネットワークを構築するとともに、保育園や幼稚園での受け入れを推進します。

<b>1</b>	<b>児童発達支援</b>		
小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが通い、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや日頃の生活習慣を学ぶ場を提供し、支援を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課
<b>2</b>	<b>医療型児童発達支援</b>		
肢体不自由がある子どもに、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

3 児童発達支援センターの整備及び発達支援相談の実施			
令和4（2022）年度の開設を目途に、障害者福祉センター（たいよう福祉センター）へ児童発達支援センターを整備し、児童発達支援を提供するほか、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を行います。			
方向性	新規	担当	障がい者支援課

4 居宅訪問型児童発達支援			
重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問して発達支援を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

5 言語相談訓練事業			
ことばやコミュニケーションに不安のある子ども、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。			
方向性	継続	担当	社会福祉協議会 障害者福祉センター あおぞら福祉センター

6 心身障害児通所訓練委託事業〔再掲〕			
重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している在宅の障がいのある人と、小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 緑成会整育園

7 保育園での障がい児の受け入れ			
保育園等での障がい児の受け入れについて、配慮した保育を実施します。			
方向性	継続	担当	保育課

8 幼稚園での障がい児の受け入れ			
幼稚園での障がい児の受け入れ、障がいに配慮した幼稚園教育の実施に向けて支援を行います。			
方向性	継続	担当	保育課

9 保育所等訪問支援			
<p>保育所等を訪問して、障がいのある子どもに、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための支援を行います。現在、市内にサービスを提供する事業所がないため、児童発達支援等を実施している事業者等に対し事業所の開設を働きかけます。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

10 巡回相談			
<p>言語聴覚士、臨床発達心理士等の相談員が市内の公立保育園、私立保育園、小規模保育事業施設、私立幼稚園、認定こども園を巡回し、保育士や幼稚園教諭に、園児の発達等に関する指導・助言を行います。</p> <p>また、保育士、幼稚園教諭等の支援者研修を行い、必要に応じて保護者と面談し、保護者への指導・助言等の支援を実施します。</p>			
方向性	継続	担当	保育課 社会福祉協議会

11 障がい児発達指導事業			
<p>子どもの発達について、専門的な相談や療育を行います。また、発達障がいについては東京都発達障害者支援センターと連携して、相談支援の対応を図ります。</p> <p>保健師や相談支援者等が研修を受けることにより、相談・療育技術等、資質の向上を図ります。</p>			
方向性	充実	担当	障がい者支援課 健康推進課 保育課 社会福祉協議会 子ども家庭支援センター

12 ペアレントメンター事業			
<p>発達障がいの子どもの育てた経験を持ち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を活かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

13 ペアレントプログラム事業			
<p>子どもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラムを開催します。</p>			
方向性	充実	担当	障がい者支援課 指導課

#### 14 障がい児療育支援事業

造形・音楽などのワークショップを開催し、発達に遅れのある子どもたちの発達を支援します。

また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 白梅学園大学
-----	----	----	-------------------

### (2) 特別支援教育の充実

学習上または生活上で困難のある子ども一人一人のニーズに応じて、適切な指導や必要な支援を行うため、学校における特別支援教育体制の充実を図ります。

#### 1 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

方向性	充実	担当	学校 指導課
-----	----	----	-----------

#### 2 読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実

PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。

LD等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、読み書きアセスメント等の活用を研究します。

方向性	新規	担当	学校 指導課
-----	----	----	-----------

#### 3 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。

学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

方向性	充実	担当	学校 学務課 指導課 教育総務課
-----	----	----	---------------------------

#### 4 ICT 機器の拡充による学習支援

ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に1人1台配備する予定のPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。

方向性	充実	担当	学務課 指導課
-----	----	----	------------

#### 5 こげら就学支援シートの活用

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

方向性	充実	担当	学校 指導課
-----	----	----	-----------

#### 6 交流及び共同学習の推進

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

方向性	充実	担当	学校 指導課
-----	----	----	-----------

#### 7 副籍交流の充実

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

方向性	充実	担当	学校 指導課
-----	----	----	-----------

### (3) 放課後活動・生涯学習の充実

障がいのある児童に放課後や長期休業中の活動の場を提供したり、学校教育を修了した障がい児・者に生涯学習の場を提供したりすることによって、生活の充実を図ります。

1 放課後等デイサービス			
就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。			
方向性	充実	担当	障がい者支援課

2 学童クラブへの障がい児の受け入れ			
学校から帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない障がい児を学童クラブに受け入れます。			
方向性	充実	担当	子育て支援課

3 放課後子ども教室及び放課後学習教室への障がい児の受け入れ			
放課後の学校施設を利用した放課後子ども教室（小学校）及び放課後学習教室（中学校）に、当該校に在籍する障がい児を受け入れ、仲間との交流や学習、スポーツ等の活動を展開します。			
方向性	継続	担当	地域学習支援課

4 障がい者の生涯学習の場の充実			
学校教育を修了した障がい者・児を対象に、一般教養、スポーツ、レクリエーション等各種事業を実施し、生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供するとともに、地域で行われるそれらの活動に障がいのある人が参加することについて、地域の理解を促進する働きかけを行います。			
方向性	充実	担当	文化スポーツ課 障がい者支援課 公民館

5 障がい者の生涯学習の指導者の発掘			
市の関係部署、文化団体、スポーツ団体、相談支援事業者等の連携により、障がいのある人に文化・スポーツ・レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。			
方向性	充実	担当	文化スポーツ課 障がい者支援課 社会福祉協議会

## 6 けやき青年教室

軽度の知的障がいのある青年を対象に、レクリエーション、工作、料理、もちつき大会、遠足などの活動を通して様々な人との交流や友達づくりのできる場を提供しています。

方向性	継続	担当	公民館
-----	----	----	-----

## 7 障がい者スポーツ・レクリエーション教室

「東京都多摩障害者スポーツセンター」の指導のもと、様々なスポーツやレクリエーションの機会を提供します。

方向性	充実	担当	社会福祉協議会 障害者福祉センター あおぞら福祉センター
-----	----	----	------------------------------------



<グリーンロード>

## 4 雇用・就労の拡大

### ◇ 基本的な考え方

障がいのある人の多くが、自身の適性や能力を活かして社会で働くことを希望しているため、それぞれの障がいのニーズに合った職場を確保していくことが大きな課題となっています。このため、就労を希望する障がいのある人が適切な職業能力を身につけることができるように、就労移行支援、就労継続支援を推進します。

また、職業能力を持つ障がいのある人が、“福祉的就労”から一般就労に移行できるように、就職相談や就労支援を行うとともに、雇用者側の理解を促進して、雇用の場や職域を拡大していきます。また、障がいのある人が働き続けられるように、就労定着に向けた支援を行います。

### 施策の展開

#### (1) 就労支援の充実 **重点施策**

働くことを希望する障がいのある人に、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるように支援を行います。

##### 1 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練を行います。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

##### 2 就労定着支援

新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため、事業主等との連絡調整、日常生活を行う上での課題に関する助言を行います。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

##### 3 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。

就労継続支援A型（雇成型）は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。就労継続支援B型（非雇成型）は、雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

これらを通じてA型・B型ともに、必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援を提供します。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

## (2) 就労相談、雇用の場と職域の拡大 **重点施策**

一般企業等で働くことを希望する障がいのある人に、求職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

1 障害者就労支援センター			
障がいのある人の一般就労を促進するために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。また、障がいのある人の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。			
方向性	充実	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

2 企業内授産事業			
企業などから委託を受けた作業所等がその企業の中で実施する授産事業を拡大し、働く意欲のある障がいのある人の、福祉的就労から一般就労への移行を促進します。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

3 公共機関等での雇用の促進			
市役所をはじめ、市内の公共機関や公的事業を委託している事業者での雇用の推進を図り、障がいのある人の働く場所を拡大します。 また、市は雇用者として障がい者雇用を促進する立場から、障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用の増加を目指します。			
方向性	充実	担当	職員課 障がい者支援課 関連課 障害者就労・生活支援センターほっと

4 職場体験実習の拡大			
市役所において職場体験実習を障がいの特性に応じて実施し、様々な部署で実施できるように拡充します。 また、市役所だけでなく、職場体験実習を受け入れる企業等の開拓を行い、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やします。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

5 地域開拓・物品販売実習			
<p>地域開拓促進コーディネーターを配置し、一般企業への働きかけ、意識改革や、障がい者雇用に取り組む企業等への支援を行っていきます。</p> <p>また、市役所や公共施設等で、市内の障がい者施設の製品を障がいのある人自らが販売する機会を提供することにより、障がいのある人が働く経験を積むとともに、障がいへの理解を深めます。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

6 障がい者就労施設等からの物品・役務の調達方針の推進			
<p>市が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを定めた方針に基づき、市役所からの物品、役務の発注のさらなる促進に取り組みます。</p>			
方向性	継続	担当	全課 契約検査課 障がい者支援課

7 障がい者雇用に関する企業の理解促進			
<p>障がいのある人の雇用拡大について企業に啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率の達成を促します。</p>			
方向性	充実	担当	契約検査課 障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

8 市内障がい者雇用企業との連携			
<p>市内の障がい者雇用企業と情報交換を行い、障がいのある人のトライアル雇用等を通じて、雇用に結びつけるように連携します。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

9 ショブコーチ支援			
<p>ショブコーチ支援の受け入れを企業に促し、障がいのある人が職場に適應できるように支援します。</p>			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 障害者就労・生活支援センターほっと

10 農福連携			
<p>農業分野と連携し、障がいのある人が関係事業の働き手として、社会参画を実現するとともに、障がい者への理解を促進します。</p>			
方向性	新規	担当	産業振興課 障がい者支援課

## 5 広報・啓発活動の推進

### ◇ 基本的な考え方

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる「共生社会」を実現するためには、障がいのある人や障がいへの市民の理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」・「心のユニバーサルデザイン」を進めることが不可欠です。

障害者差別解消法では、障がいのある人への合理的配慮を行うことなどを通じて「共生社会」を実現することを目指しています。

広報・啓発活動を通じて、障がいに関する誤解や理解不足の解消を図るとともに、行事への参加やボランティア活動を促進することにより、障がいのある人とない人の交流を活発にしていきます。また、人権と福祉に関する教育を推進します。

インターネットの発達やスマートフォン、タブレット端末等の登場・普及などの情報技術は障がいのある人の情報・コミュニケーション手段として大きな可能性を持っていますが、一方で、障がいのある人が新しい技術の恩恵を十分に享受できず、“情報弱者”として取り残される危険性もあります。

このような現状を踏まえ、小平市では、障がいのある人が円滑に情報を受信・発信できるように、手話通訳や文章読み上げアプリケーション等による情報通信技術（ICT）を活用したコミュニケーション支援等を行い、障がいのある人の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化を推進します。

### 施策の展開

#### （１）情報提供の充実

『市報こだいら』や市ホームページを通じて、障がい者施策に関する情報やお知らせ等を広く市民に提供していきます。

<b>1 市報こだいらへの情報掲載</b>			
障がい者施策に関する情報やお知らせ等を、市報こだいらに積極的に掲載していきます。			
方向性	継続	担当	秘書広報課 障がい者支援課
<b>2 市ホームページへの情報掲載</b>			
障がい者施策に関する情報やお知らせ等を、市のホームページに掲載し、利用しやすいホームページを作成していきます。			
方向性	充実	担当	秘書広報課 障がい者支援課

### 3 出前講座の推進

障がいのある人に関する「出前講座（デリバリーこだいら）」のメニューを増やし、市民の中に入って、障がいのある人への理解を深めていきます。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 4 障がい者のしおり

障がいのある人に福祉制度やサービスの内容を知らせて広く活用してもらうために、「障がい者のしおり」を作成し、適宜、市内の障がいのある人に配付します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

### 5 時宜を得たパンフレット類の作成・会報類の配布

障がい者地域自立生活支援センターひびき、障害者就労・生活支援センターほっと、障害者福祉センター、あおぞら福祉センター、地域自立支援協議会等のパンフレット類や支援団体・当事者団体等の会報類が手に入りやすい仕組みをつくります。

方向性	充実	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会
-----	----	----	--------------------

### 6 ハンディキャップサービスの案内

図書館を利用することが困難な人に、図書館のハンディキャップサービスを利用してもらうために、サービスの内容や利用方法を掲載した「ハンディキャップサービスごあんない」を作成し、図書館や関係部局に設置、配布します。

方向性	継続	担当	図書館
-----	----	----	-----



<市の花（つつじ）>



<市の木（ケヤキ）>

## (2) 相互理解と啓発活動の推進

共生社会の実現には、年齢・性別・障がいの有無・健康状態等、多様な市民がともに同じまちに暮らしていることを実感できる「心のバリアフリー化」が必要です。

障がいのある人もない人も参加できる行事やイベントの開催を通じて、障がいのある人とない人、障がいのある人相互の理解と交流を促進します。

障がいのある人やその家族が日頃から地域活動に参加することも、障がいのある人への理解を深める機会となることから、市民の主体的な地域活動への積極的な参加を呼びかけ、周知を図っていきます。

### 1 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会
-----	----	----	--------------------

### 2 障がい者に関わるイベントの開催

障害者福祉センターの「センターまつり」、あおぞら福祉センターの「納涼祭」、「あおぞら作品展」、障がい者地域自立生活センターひびき等で市民講座を開催するなど、障がいのある人もない人も参加できるイベントを通して、市民の理解と共感を深め、交流の輪を広げます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 社会福祉協議会
-----	----	----	--------------------

### 3 障がい者作品展

障がいのある人が製作した作品の展示会を開催し、障がいのある人自らが市内の障がい者施設の製品の販売を行うなど、市民の理解と共感を深めます。

方向性	充実	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------



<障がい者作品展>

4 障がい者運動会			
障がいのある人の健康づくりと相互交流を目的として、誰もが楽しめるプログラムを用意した運動会を開催し、多くの市民の参加を図ります。			
方向性	継続	担当	文化スポーツ課 障がい者支援課

5 障がい者に関わるイベントの後援			
市内企業の主催する「世界障害者絵画展」や関係団体の主催する「障害者の日のつどい」、「KODAIRA わいわいバザール」等の後援により、連携を深めます。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

6 障がい者作品展示コーナーでの啓発			
市内の障がい者施設や作業所で制作した作品や製品を展示して、市民の理解と共感を深め、販路の拡大を図ります。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

7 当事者団体・支援団体との連携			
市の関連部署と当事者団体や支援団体との連携を深め、情報交換や意見交換を盛んにすることで、相互理解と情報共有に努めます。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課 図書館

8 理解促進研修・啓発事業			
地域住民を対象に、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。			
方向性	継続	担当	障がい者支援課

9 生涯学習での福祉教育			
市民の障がいへの正しい理解を図るために、生涯学習での福祉教育を推進します。			
方向性	継続	担当	地域学習支援課 公民館

## 10 障害者週間等に合わせた広報・啓発活動

障がいへの理解を深めるために、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）、「障害者雇用促進月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～9日）等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 図書館
-----	----	----	----------------

## 11 市職員への啓発

地域での障がいへの理解を深めるために、庁内グループウェア（職員が情報共有するための電子掲示板）の活用や啓発講座の開催等により、市職員の意識の啓発に努めます。

方向性	継続	担当	職員課 障がい者支援課
-----	----	----	----------------

### （3）情報バリアフリー化の推進

情報のバリアフリー化を進めることで、障がいのある人の情報アクセスの利便性を高めるとともに、パソコンの講習会等を行う団体への支援を通じて、障がいのある人の生活の充実や社会参加の推進を図ります。

様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、配慮に努めます。

#### 1 市ホームページのバリアフリー化

文字サイズ、画面の色を簡単に操作できるようにし、活字文書読み上げソフトへの対応や色覚障がい者への配慮等を行うなど、障がいのある人の様々なニーズをとらえ、市ホームページのさらなるバリアフリー化を推進します。

方向性	充実	担当	秘書広報課 障がい者支援課 図書館
-----	----	----	-------------------------

#### 2 視覚障がい者のための情報サービス

視覚障がい者が円滑に情報を得られるように、録音図書・点字図書の貸出や、点訳や対面朗読等のサービス提供、市報こだいらや議会報等の内容について

CD-R・カセットテープによる音声版を作成し、閲覧・貸出します。

また、障がい者地域自立生活支援センターひびきに点字プリンターを設置し、市の窓口等にも活字文書読み上げ装置を設置するなど、視覚障がい者が円滑に情報を得られるように幅広い利用の促進を図ります。

方向性	継続	担当	議会事務局 秘書広報課 障がい者支援課
-----	----	----	---------------------------

			図書館 社会福祉協議会
--	--	--	----------------

### 3 市役所窓口待合時の聴覚障がい者向け呼出し装置の貸出し

聴覚障がいのある人に、市役所の窓口等での待合時に、呼出し装置の貸出しを庁舎受付で行います。

方向性	継続	担当	総務課
-----	----	----	-----

### 4 障がい者へ配慮した広報等の提供

行政から提供される広報誌等について、知的障がい者・精神障がい者等にも理解しやすいよう、表現を分かりやすく工夫し、難しい文字にルビを入れる等の配慮に努めます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 図書館
-----	----	----	----------------

### 5 障がい者向けのパソコン講習会の開催

障がいのある人がそれぞれの障がいの状況に応じてパソコンを活用し、情報・コミュニケーション手段として利用できるように、使い方や活用方法等を学ぶ講習会を開催する団体への支援を行います。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 地域生活支援センターあさやけ
-----	----	----	---------------------------



<市の鳥（こげら）>

## (4) コミュニケーション支援の推進

障がいのある人とない人が円滑にコミュニケーションを行えるように、手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、登録手話通訳者連絡会との協働による登録手話通訳者研修を通じて、手話技術の向上を図ります。

また、点訳・点字・音訳等のボランティアサークルとの連携・協働により、コミュニケーション支援の充実を図ります。

<b>1</b>	<b>手話通訳者の派遣</b>	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者を派遣します。		
方向性	継続	担当	障がい者支援課	
<b>2</b>	<b>要約筆記者の派遣</b>	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、要約筆記者を派遣します。		
方向性	継続	担当	障がい者支援課	
<b>3</b>	<b>手話通訳者の配置</b>	障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、健康福祉事務センターに手話通訳者を配置します。		
方向性	継続	担当	障がい者支援課	
<b>4</b>	<b>講演会・講座等への手話通訳者・要約筆記者の配置の推進</b>	市で実施する講演会や講座への手話通訳者や要約筆記者の配置を促し、障がいのある人の社会参加を進めます。		
方向性	充実	担当	障がい者支援課	
<b>5</b>	<b>点訳・音訳等の支援事業</b>	ボランティアセンターやボランティアサークル等と協働・連携して、点訳・音訳等支援事業を推進します。		
方向性	継続	担当	障がい者支援課 図書館	

## 「手話」について

「手話」とは、ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使う言葉で、手指の動きや表情等を使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語です。（出典：一般財団法人 全日本ろうあ連盟）

障害者基本法において、手話は「大切な言語」と位置付けられました。

小平市議会では、平成 26 年 9 月 9 日、議員提出議案「（仮称）手話言語法制定を求める意見書提出について」が可決されています。

### （５）ボランティア活動への支援とボランティアの養成

ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がいのある人への支援の輪を拡大・充実させていきます。

#### 1 ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、市民活動団体への支援等を実施します。

方向性	継続	担当	社会福祉協議会
-----	----	----	---------

#### 2 ボランティアの養成

社会福祉協議会のボランティアセンターや地域生活支援センターあさやけの地域活動支援センター事業等において、ボランティアの養成に努めます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課 図書館 社会福祉協議会
-----	----	----	---------------------------

#### 3 手話通訳者養成講習会

手話通訳者を養成するための講座を開催します。通訳クラス受講者で登録試験の合格者には、市の登録手話通訳者として事業に協力してもらいます。

方向性	継続	担当	障がい者支援課
-----	----	----	---------

#### 4 ボランティア団体との協働の推進

障がいのある人の自立の支援に積極的な活動を展開している市内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。

方向性	充実	担当	障がい者支援課 図書館
-----	----	----	----------------